

## 地域行政の推進に関する条例の検討の進め方について

### <付議の要旨>

地域行政の推進に関する条例の制定に向けた検討体制や検討の進め方についてまとめたので、報告する。

## 1 主旨

地域行政制度の検討が始まった昭和50年代の状況として、区は、すでに人口80万人を抱える一方、昭和49年の地方自治法改正により、区長公選制が復活し、保健所、都市計画などの事務事業が移管されるなど第3次都区制度改革において自治権が拡充する時代であった。

しかし、法的には、都の内部団体の域を出ない位置づけの中ではあったが、区は、地域住民に密着した総合的な行政サービスと地域の実態に即したまちづくりを展開するとともに、区政への住民参加を促進することを実現するための制度検討を進め、平成3年に区独自の地域内分権として地域行政制度を導入し、以来28年が経過し、世田谷区の行政運営の土台として進化を遂げてきた。

一方、少子高齢化の進展や人口の増加などにより、地域コミュニティの希薄化や地域の担い手の高齢化が進むとともに、ICTの進展による生活スタイル自体の変化など、地域の姿や社会のあり様が当時と大きく変化する時代にあつて、100万都市世田谷にふさわしい自治体経営の姿を明らかにする時期にきている。

地域行政は、世田谷区の自治体経営の基盤をなすものであることから、住民自治や身近な行政サービス、地域内分権のあり方など地域行政の視点を踏まえて議論し、地域行政の推進を将来に亘り持続可能なものにする必要がある。

条例化のプロセスにおいて、区民との意見交換の場を設け、区と区民が地域行政の基本理念やそれぞれの役割などを広く共有するとともに、地域行政制度の検証、改善も図りながら、参加と協働によるまちづくりを一層促進させることに繋げる。

このような目的を達成するため、地域行政の推進に関する条例の制定に向けた検討を進める。

## 2 検討体制

### (1) (仮称) 地域行政検討委員会の設置

住民自治、地域内分権のあり方や、地域行政の推進における条例化の意義や規定すべき内容などについて、専門的な知見や区民の視点に立った検討を行うため、以下の構成による(仮称)地域行政検討委員会(以下、委員会という。)を設置する。委員会の開催は、令和元年11月から約1年間、6回程度の開催を予定する。

また、委員会における検討の経過は、適宜、区議会に報告するとともに、委員会

の傍聴や議事録を公開するなど開かれた運営を行い、区民の理解を深める。

- ・学識経験者3～4名（せたがや自治政策研究所による「地域行政」の政策研究に携わる学識経験者）
- ・活動団体代表5名程度（町総連、民生・児童委員、商連、PTAなど）
- ・公募区民2名程度
- ・区職員（副区長、関係部長級職員）

## （2）庁内検討体制

### ①（仮称）地域行政検討部会

地域行政の歴史や現状課題を職員間で共有し、今後の地域社会の変化も見据えた参加と協働や地域活動の促進、まちづくりセンターや総合支所の役割や権限などについて地域行政の意義や目的の観点を踏まえ検討し、また、条例で規定する具体的な内容を調整するため、課長級職員を中心に構成する（仮称）地域行政検討部会（以下、検討部会という。）を庁内で立ち上げ、委員会の検討と連携して検討を進める。

また、実務レベルの詳細検討や庁内アンケート、ヒアリングなど必要な作業を担うため、係長級職員で構成する、（仮称）地域行政検討作業部会（以下、作業部会という。）を検討部会のもとに設置する。

なお、検討部会の検討経過については、部長級で構成する現地域行政推進委員会に報告し、庁内全体で情報共有するとともに、各領域の意見を求め、検討内容に反映させる。

### ②職員との意見交換

総合支所やまちづくりセンター職員との意見交換を行い、作業部会の検討課題や地域行政制度の具体的な課題解決につなげる。

## 3 区民参加による検討

地域行政に関する共通理解のもと、地区・地域におけるコミュニティや行政サービスのあり方、条例素案等について区民と広く意見交換する場を設け、区民の参加と協働による条例の制定に取り組む。

種類	実施時期（予定）	回数	内容
車座集会	令和元年9月～令和2年2月	28	地域行政のあゆみ
シンポジウム・ワークショップ（無作為抽出による参加）	令和2年4月～5月頃	1	地域行政のあゆみ、地域コミュニティ、行政サービス、条例骨子案
説明会（全区対象）	令和2年9月頃	1	条例素案
パブリックコメント	令和2年9月頃	1	条例素案

※車座集会については別紙1「車座集会の実施について」のとおり

## 4 検討の進め方、検討内容

検討部会等の庁内検討や、車座集会、ワークショップ・シンポジウムなど区民参加による意見などをもとに、地域行政のあゆみ・検証に関する共通理解のもと、住民自治や地域内分権のあり方、行政運営の基盤として地域行政を持続可能とするための条例化の意義や規定すべき内容などについて検討を進める。

具体的には、せたがや自治政策研究所で取りまとめる地域行政の現状、他自治体との比較、地域行政の課題及び自治体経営のあり方などの研究成果をもとに、検討部会等の庁内検討において、各行政分野の課題整理や見直しの方向性など具体的に検討・整理し、委員会の検討につなげる。

なお、事業の見直しやそれに伴う執行体制の整備については、本検討期間に限らずそれぞれ目標年次を定めて計画的に取り組みを進める。

※**別紙2**「地域行政検討体制図」のとおり

## 5 今後のスケジュール（予定）

- 令和元年9月 地方分権・本庁舎整備対策等特別委員会  
車座集会実施  
せたがや自治政策研究所 政策研究（地域行政）中間報告
- 11月 委員会、検討部会設置
- 令和2年2月 地方分権・本庁舎整備対策等特別委員会（検討状況報告）  
せたがや自治政策研究所 政策研究（地域行政）まとめ報告
- 4月～9月 シンポジウム・ワークショップ・説明会の開催
- 5月 地方分権・本庁舎整備対策等特別委員会（条例骨子案報告）
- 7月 委員会検討結果まとめ（条例関連）
- 9月 地方分権・本庁舎整備対策等特別委員会（条例素案報告）
- 10月 パブリックコメント（条例素案）
- 11月 委員会検討結果まとめ（地域行政全般）
- 令和3年2月 地方分権・本庁舎整備対策等特別委員会（条例案報告）  
第1回区議会定例会（条例案提案）
- 4月以降 （仮称）地域行政推進条例施行

※**別紙3**「地域行政の推進に関する条例検討スケジュール」のとおり